|  |
| --- |
| **６０２１．ＭＰＮ納付方法変更** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＭＰＲ | ＭＰＮ納付方法変更 |

１．業務概要

以下の手続き（以下、輸入申告等という。）について、納付方法を直納からマルチペイメントネットワーク（以下、ＭＰＮという。）に変更する。

また、納税方式が納期限延長の輸入申告等、および納税方式が即納で一括納付対象外の特例申告、特例申告期限内訂正（以下、特例申告という。）について、納付方法を口座振替からＭＰＮに変更する。

①輸入申告

②輸入申告（少額関税無税）

③特例申告（特例委託特例申告を含む。）

④特例申告期限内訂正（特例委託特例申告期限内訂正を含む。）

⑤蔵出輸入申告

⑥移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（ＭＷＣ）」業務による申告を含む。）

⑦総保出輸入申告（ＭＷＣ業務による申告を含む。）

⑧輸入申告（沖縄特免制度）

⑨石油石炭税納税申告

⑨⑩修正申告（特例修正申告を含む。）

⑩⑪更正

⑪⑫賦課決定

⑫⑬決定

⑬⑭納付通知

⑭⑮調定決議

⑮⑯旅具徴税

⑯⑰とん税等納付申告

⑰⑱石油石炭税特例納付（システムを介さないで行われた申告のみ対象とする。）

⑱⑲国際観光旅客税

２．入力者

税関、通関業、輸出入者

３．制限事項

（１）一括納付書番号と受入科目が入力された場合は、一括納付書番号枝番毎の納付額を合計した金額が１，０００億円以上とならないこと。

（２）輸入申告等の番号が入力された場合は、納期限が同じ受入科目毎の納付額を合計した金額が１，０００億円以上とならないこと。

４．入力条件

（１）入力者チェック

（Ａ）税関の場合

　　　　①システムに登録されている利用者であること。

　　　　②入力者の所属税関官署と当該輸入申告等の申告先税関官署が同一であること。

（Ｂ）通関業の場合

　　　　①システムに登録されている利用者であること。

　　②輸入申告等を行った利用者と同一であること。

（Ｃ）輸出入者の場合

①システムに登録されている利用者であること。

②石油石炭税納税申告を行った利用者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

　（３）資金ＤＢチェック

（Ａ）一括納付書番号の場合

　　　　　　以下のすべての条件に合致すること。

①入力された一括納付書番号が存在すること。

②取消済みでないこと。

③収納済みでないこと。

④納付方法が直納であること。または、納付方法が口座振替の場合は、納税方式が納期限延長であること。

⑤納付方法が直納の場合、入力者は税関であること。

⑤⑥領収未済額と収納未済額が一致していること。（入力された一括納付書番号と枝番違いの番号すべてが一致すること）

⑥⑦本業務実施日が当該一括納付書の出力日＊１以降であること。

　　　　　　　（＊１）包括納期限延長の場合は、調定月の翌月８日

　　　　　　　　　　　特例申告納期限延長の場合は、輸入（引取）許可月の翌々月８日

特例申告即納の場合は、輸入（引取）許可月の翌月２１日（ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を８日にする旨の登録がある場合は、輸入（引取）許可月の翌月８日）

⑦⑧申告等区分コードが５：賦課決定（旅具キャッシュレス納付（口座振替））でないこと。

　　（Ｂ）輸入申告等の番号の場合

　　　　　　以下のすべての条件に合致すること。

①入力された輸入申告等の番号が存在すること。

②取消済みでないこと。

③収納済みでないこと。

④不納欠損となっていないこと。

⑤口座不足により保留となっていないこと。ただし、特例申告即納で一括納付対象外の場合を除く。

⑥口座引落とし指示待ちとなっていないこと。ただし、特例申告即納で一括納付対象外の場合を除く。

⑦担保不足により保留となっていないこと。

⑧他法令未済により保留となっていないこと。

⑨領収未済額と収納未済額が等しいこと（一括納付対象でないマニュアル申告を除く）。

⑩納付方法が直納で収納未済額がある受入科目が一つでも存在すること。納付方法が直納または口座振替で、収納未済額がある受入科目が一つでも存在すること。

⑪口座引落とし処理中でないこと。

⑫納付方法が直納で収納未済額がある受入科目が一つでも存在する場合、入力者は税関であること。

⑪⑬マニュアルの輸入申告等の番号が入力され、当該輸入申告等に本税と同一科目の延滞税が登録されている場合は、延滞税の登録日が本業務実施日と同一であること。

⑫⑭特例申告かつ納税方式が即納の口座一括引落し対象で、かつ済通登録されていない受入科目がないこと。

⑬⑮申告等区分コードが５：賦課決定（旅具キャッシュレス納付（口座振替））でないこと。

（４）ＭＰＮ納付ＤＢチェック

　　　　　まとまるべき納付番号通知情報が既にＭＰＮ納付ＤＢに存在する場合は、以下のチェックを行う。

　　　　①開庁時ＭＰＮ消込の旨が登録されていないこと。

　　　　②本業務実施日時がＭＰＮ納付ＤＢに登録されている前回照会日時から一定期間を経過していること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）輸入申告ＤＢ等処理

システムを介して行われた輸入申告等で、輸入許可となっていない場合は、ＭＰＮを利用して納付する旨を輸入申告ＤＢ、移出輸入申告ＤＢまたは輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢ（以下、輸入申告ＤＢ等という。）に登録する。

また、システムを介して行われた特例申告で、輸入申告ＤＢに入力の輸入申告等番号が存在する場合は、ＭＰＮを利用して納付する旨を輸入申告ＤＢに登録する。

（３）資金ＤＢ処理

　　　　①ＭＰＮを利用して納付する旨を登録する。

　　　　②一括納付対象の申告に対し、個別に輸入申告等の番号で本業務を行った場合は、個別管理対象に移行する。（納税方式が包括納期限延長と即納混在の申告で輸入許可となっていない場合を除く。）

（４）ＭＰＮ納付ＤＢ処理

　（Ａ）入力された輸入申告等が属すべき納付情報がシステムに登録されていない場合、以下の処理を行う。

（ａ）入力内容を新規登録する。

（ｂ）登録した納付情報に対して納付番号及び確認番号を払い出す＊２。

（＊２）納付番号は以下の単位に払い出す。

①一括納付対象外の場合、申告先税関官署、輸入申告等の番号及び納期限が同一のものを１の納付番号とする。

なお、本税及び延滞税が登録されているものについては、本税の納期限を基準とする。

②一括納付対象の場合、一括納付書番号（枝番を除く）及び受入科目が同一のものを１の納付番号とする。

なお、消費税と地方消費税は１の納付番号にまとめる。

（Ｂ）入力された輸入申告等が属すべき納付情報がシステムに登録されている場合、以下の処理を行う。

（ａ）当該納付情報に係る納付番号通知情報（一括）が出力されていない場合

①当該納付情報を入力内容で更新する。

（ｂ）当該納付情報に係る納付番号通知情報及び納付番号通知情報（一括）が出力済みの場合

①当該納付情報を入力内容で更新した、新納付情報を作成する。

②新納付情報に対して納付番号及び確認番号を払い出す。

③当該納付情報に削除対象とする旨を登録する。（請求金額変更）

（５）注意喚起メッセージ出力処理

一括納付対象の申告に対し、個別に輸入申告等の番号で本業務を行った場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。（納税方式が包括納期限延長と即納混在の申告で輸入許可となっていない場合を除く。）

（６）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 納付番号通知情報 | 輸入申告等の番号が入力された場合  なお、即納と納期限延長が混在した輸入申告等で輸入許可となっていない場合は、即納分のみ出力する。 | 入力者 |
| 納付番号通知情報（一括） | 一括納付書番号が入力された場合 | 入力者 |

７．特記事項

（１）入力された輸入申告等の番号について、減額調定が行われている場合は、納付番号通知情報または納付番号通知情報（一括）に減額金額を反映させる。

（２）一括納付書番号で本業務を行った場合は、当該一括納付書に係るすべての枝番について納付方法をＭＰＮに変更し、１の納付番号とする。

（３）システムで行われた輸入申告等（輸入許可前のものおよび特例申告を除く）の場合は、輸入申告ＤＢ等、石油石炭税納税申告ＤＢまたは修正申告ＤＢにＭＰＮにて納付する旨を登録しないため、「輸入申告等照会（ＩＩＤ）」業務、「石油石炭税納税申告照会（ＩＯＤ）」業務及び「修正申告照会（ＩＡＤ）」業務ではＭＰＮにて納付する旨が表示されないことに留意すること。